

経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和8年6月11日（木） 午前10時00分～午後0時14分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 井上委員長、齋藤（育）副委員長、鈴木、相澤、三ツ石、中村 各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍 聴 者 新聞社記者 2名
- 6 説 明 者 田邊経済部長、石井都市建設部長、生方産業振興課長、原澤農林課長、武井観光交流課長、真船建設課長、高柳建築住宅課長、鳥羽上下水道経営課長、劔持上下水道整備課長
- 7 事 務 局 織田澤事務局長、倉澤副主幹
- 8 議 事
 - （1）経済部各課の所管・調査事項報告
 - （2）都市建設部各課の所管・調査事項報告
 - （3）経済部・都市建設部についての調査事項検討及び意見交換
 - （4）今後の日程について

9 会議の概要

（1）経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 それでは議事に入る。初めに、次第3の（1）、経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

それでは最初に、産業振興課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いします。産業振興課長。

（生方産業振興課長 報告・説明）

ア 産業振興課

・報告事項

1 令和9年度沼田まつり実施方針について

○産業振興課長 それでは報告事項1、令和9年度沼田まつり実施方針について御報告する。資料は、1ページを御覧いただきたい。

記載のとおりであるが、令和9年度の開催日を8月6日の金曜日、7日の土曜日、8日の日曜日とすることとしたので御報告する。

先週6月1日月曜日、テラス沼田内において令和8年度第2回沼田まつり実行委員会が開催された。経済建設常任委員会の皆様も当該実行委員会の委員でもあるので、繰り返しのことは御容赦いただきたいが、資料2ページにある令和9年度沼田まつり実施方針を議案として上程したところ、御承認いただいたものである。

沼田まつりの実施方針は、毎年2月に開催する第1回の実行委員会でその年の実施方針を議案としており、本年の実施方針についても既に決定していることは御案内のとおりである。しかし、今回上程の議案は、日程という大きな変更を伴うものである。方針の下段にあるとおり、「関係各所における準備期間の確保」や「円滑な体制移行に万全を期す」ことが大切である。それゆえ、本年度の早い時期において次年度の方針、開催日を御提案したものであ

る。

また、この方針を策定するに当たっては、別に組織しており経済建設常任委員長にも御参加いただいている沼田まつり検討委員会にて審議したものである。これについては、資料の3ページに御用意した沼田まつり検討委員会が実行委員会宛てに発出した「令和9年度沼田まつりへの提言」により、審議したものである。本文中にもあるとおり、当検討委員会においては、令和5年の発足以来、開催日程の在り方を含め、沼田まつりの将来像について多角的な視点から検討を行い、これまでに全16回にわたる継続的な議論を重ねてきた。これまで築き上げられた歴史ある沼田まつりを、今後とも持続可能な祭りとして次代へ確実に継承していくため、提言に至ったものである。

検討委員会での議論については、本市のホームページ上で公開しており、ここで一つ一つを御紹介しきれるものではないが、市民総参加型の祭りであり続けること、おおむねの実施形態は変えずに実施することを協議、検討の前提条件としていた。また、課題の抽出については、行事運営に携わる人や当日の参加者の減少、各団体活動力の衰退、祭りに対する人々の意識の変化などを挙げている。また、議論の過程においては、気象への対応やコンパクト化なども話題にはなっている。

開催日については、祭りに参加している8つの町から土曜日、日曜日への開催についての要望書が提出されたこともあったので、区長やみこし、山車などの参加団体との意見交換会を実施し、協議を重ねるなどしながら検討してきた。8月3日、4日、5日という固定された日程に対する思いもあったので、そういった声にも寄り添いながらも、どうしたら沼田まつりを持続可能な祭りにできるのか悩みながら出した結論である。多くの団体が、8月3日、4日、5日に向けて1年のスケジュールを組んでいること、他の行事日程との兼ね合い、子どもたちの夏季休業などを勘案すると、大幅な日程変更は難しい一面もある。そういったことも含め検討委員会では、8月の第1土曜日を含む金、土、日曜日に開催とした提言をまとめ、6月1日開催の実行委員会でお諮りし、承認を得られたものである。なお、実行委員会では御質疑、御意見等はなかったことを申し添える。

長くなって恐れ入るが、最後に実行委員会における実行委員会名誉会長である星野市長の発言を御紹介する。

「この4年間、協議を検討委員会で続けてまいりました。3、4、5日でいいという意見があるのは事実です。ただ、社会情勢等を踏まえますと、担い手がいません。この沼田まつりを持続可能で、将来に渡って次の世代に引き継いでいくためには、ここで変えていくということも、これは選択肢の一つだということを基にして協議してきました。それから、市民の皆さんが一番望んでいるのは、市民総参加のお祭りであるということだと思っています。いろいろあろうかと思いますが、ここにいる全ての団体の皆さんが顔をそろえて祭りができるということを市民の皆様も望んでおられますので、ぜひ御理解と御協力をいただきたいと思います。」

以上が、市長の発言である。

沼田まつりは、行政が関与はしているものの、意思決定に当たっては、実行委員会という皆様の総意の元でなされなければならない。検討委員会、実行委員会は、皆様それぞれのお気持ちを大切にしているし、また、それぞれがそれぞれを尊重していかなければならない。立場の違いにより、一部の団体や一部の方々を批判するようなことがないようにしなければなら

いし、そうしてきた。こうして、大きく変化を迎えることとなった沼田まつりであるが、多数の調整事項が山積している。常任委員会の委員各位においても、実行委員会の場にて御指導、御鞭撻を賜りたくお願いを申し上げ、産業振興課の所管事項報告とする。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。報告事項１、令和９年度沼田まつり実施方針について質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ以上で産業振興課を終了する。

次に、農林課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。農林課長。

（原澤農林課長 報告・説明）

イ 農林課

・調査事項

- 1 令和８年度の区長からの要望等に係る対応について
- 2 高齢化社会においても持続可能な農業経営について

・報告事項

- 1 林道三峰東線舗装補修工事の契約について

○農林課長 調査事項１、令和８年度の区長からの要望等に係る対応について報告する。

令和８年４月１日から５月１３日までの間に区長から提出された要望書について、表の左から、要望の要旨、回答の要旨、行政区名、回答日を一覧表にまとめたものである。

要望の内容については、用水路の老朽化等による整備や改修、用水路の土砂崩れや詰まりからの機能回復、鳥獣害防止のための伐採、農道の舗装などであった。

対応状況については、現地調査や区長との連絡調整が済みであり、全ての要望について５月中に書面にて回答済みとなっている。

また、４番、６番、９番については、すでに修繕を実施済みである。

なお、今後、県への要望や再度現地調査を予定しているものがあるので、引き続き丁寧な対応を心掛け、進めていきたいと考えている。

次に調査事項２、高齢化社会においても持続可能な農業経営について報告する。

農業従事者の平均年齢は６０代後半に達し、深刻な担い手不足や高齢化による労働力の低下が顕著となっている。

従来からの農業は、重労働が多く、農業従事者にとって大きな負担となっているが、ＡＩやＩｏＴ、ロボット技術などの最新技術を活用することで、農作業の負担軽減と生産性向上を図ることが可能になるものと考えている。

資料として、農林水産省ＨＰに掲載の事例として、取組が始まっている事例を参考に掲載させていただいた。

まず、①水田における水管理システム導入による作業効率化の実現。こちらは、水田においてスマートフォンやパソコンを使い、水田に行かなくても遠隔で水位の確認や水門の開閉ができるＩＣＴを活用した事例である。

②クラウドを利用したマルドリ方式栽培による省力化と生産性の向上。こちらは、果樹において、センサーで作物の状態や土壌の水分量を感知し、水やりや肥料やりを自動化・最適

化する事例である。

③環境制御システム等の導入により作業の省力化を実現。こちらは、施設園芸において、ビニールハウス内の温度・湿度を自動で調整し、見回りの手間を大幅に低減できる事例である。

④中山間地でのドローン導入による水稻の省力的・効率的防除。こちらは、農業用ドローンの導入により、農薬や肥料の散布を短時間かつ高精度に行うことができ、作業時間を大幅に短縮できる事例である。

⑤RTK-GNSS基地局の設置による自動運転農機の導入基盤整備。こちらは、自動運転トラクターや田植機の導入により、直進的な作業などを自動化することで、ベテランでなくても高精度な作業が可能となる事例である。

⑥ラジコン草刈機の導入による中山間地での畦畔草刈り作業の省力化。こちらは、乗用型や自走式などの除草ロボットの導入により、人が手作業で行っていた除草や草刈りの時間を大幅にカットできる事例である。

これらの導入による効果として、経験や感覚に頼ってきた農業から、栽培管理の見える化により、次年度の栽培に向けた見直しや改善を容易に進めることが可能になる。また、圃場の環境制御の自動化や遠隔化、ドローン等の導入により、農作業の負担軽減と生産性の向上を図ることが可能になると考えている。

逆にこれら導入の難しさとして、環境制御システムやドローン等の先端機器の導入経費は、数百万円規模になることが見込まれ、導入後もシステム保守などのランニングコストが継続的に発生するなど、コストの高さから躊躇することが考えられる。また、機器の操作やデータを分析し使いこなすまでの農業者の負担や、システム自体が大規模経営向けのものが多く、本市のような小規模経営では、かえって手間がかかったり効果が上がらないなどの要因も考えられる。

農林課の調査事項については以上である。

続いて報告事項1、林道三峰東線舗装補修工事の契約について報告する。

本工事は、太陽光発電事業の計画に伴い、伐採及び伐採後の造林の届出に関連し、土砂運搬作業で発生した林道三峰東線の舗装損傷部分を補修するものである。

工事箇所は、三峰山登山口駐車場から北へ向かい望郷ラインに接続するまでの間で、宇楚井町と石墨町地内である。

過日の入札執行により、請負業者は有限会社吉澤建材興業、契約額は770万円であった。工事の概要としては、舗装の補修が必要な部分が10箇所、総延長286.0メートル、幅員はそれぞれ5.0メートルから7.0メートルまでの施工を予定している。工事の内容は、舗装の打ち換えが9箇所、オーバーレイが1箇所である。工期は、令和8年8月28日までで、工事完了後は速やかに全面開通を予定している。また、本工事費については舗装損傷の原因者から提出されている誓約書に基づき、全額請求していく予定である。

農林課の報告事項は以上である。よろしくお願いします。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。まず調査事項1、令和8年度の区長からの要望等に係る対応について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 用水路の維持管理は受益者負担が原則ということで、土地改良等を行ったところの換地後、事業主体から用排水路、道路、市道、農道等について市に移管されてくると思

うが、そこでの用水路の指定をしているのかどうか伺う。それと多面的機能支払交付金事業で対応をお願いするという回答がずいぶん書かれているが、これらは多面的機能支払交付金事業に採択されている用水路なのか。

○農林課長 土地改良後の用水路等の指定については、農林課で所管しているのでその過程は踏まえているかと思う。多面的機能支払交付金事業を活用するという記載であるが、エリアで取り組んでいただいている事業なので、個々の用水まで指定はされていないが、例えば下発知町は取り組んでいるエリアの中なので、交付金を活用して軽微な修繕はやっていただきたいという回答になる。

○中村委員 要望に対する回答を見ると、県管理等についても市経由で県に要望していくという回答が出ているが、県については、個人や各地域団体の要望についても同じであるが、ほとんど要望書についての回答を出していないと思う。その場合、市が県に要望していった場合、それこそ県は回答書を市に送ってきていないと思うが、その辺の確認をどのようにしているのか教えていただければと思う。

○農林課長 表の1番の事例で申し上げると、こちらは素掘りの用水路で、コンクリートが設置されていない用水路の改修になる。こちらの施工には県単独の補助金を使う必要があると判断している。県の要望が大体秋頃で、回答が例年年度末を予定しているので、それに合わせて、地元との調整はさせていただく流れになるかと思う。時間的には、年度末くらいまでお時間をいただく流れになる。

○中村委員 市を経由して要望するとそのような回答で出てくるのであろうが、各種団体や個人が県に要望した場合の回答書は出さないのである。だから市はそういう形で、県の事業に対しての採択なので、回答が来て確認できるから、その辺については各地域へ下ろすことができると思うが、結局、用水路の改修で、確か受益者負担100%ではなかったと思うので、その辺について最後に教えていただければと思う。

○農林課長 かんがい用水事業について、用水は地元負担が10%、排水は負担なしとなる。
○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に調査事項2、高齢化社会においても持続可能な農業経営について質疑はあるか。三ツ石委員。

○三ツ石委員 ちょっと私がイメージしていた農業経営というか、経営というのがついてしまったので、課長とすれば少し大きい規模のドローンとかの話になってしまったと思うが、私が考えているのは市民農業というか、市民が使える土地を利用して、耕作放棄地みたいなところを利用して、物価高騰の中、高齢者の人たちが楽しみながら、生きがいを感じながら、農業をして、取ったものを食費に充てるみたいな感じ。その上の人材は直売所に持って行って、お金に変えるというような、小規模なことをイメージしていた。そのときに農林課として、耕運機や草刈り機を貸し出すことができるのかというくらいの感じでいたが、そこについてお伺いしたい。

○農林課長 農地に関しては、農業者でなければ農地が借りられないので、その辺がまず問題かと思う。それと耕運機等の機械を市では所有していないので、貸出し等は不可能という回答になる。

○三ツ石委員 大変な物価高騰の中、家庭菜園に少し毛の生えたくらいな感じでイメージし

ていた。だから家庭菜園でも農家じゃないとできないのか。それは市として補助できないのかお伺いしたい。

○農林課長 家庭菜園として自宅の庭でちょっと、というようなイメージでよろしいかと思うが、農林課としては、農業経営者、農業従事者に対する支援を念頭に進めているので、こちらに関しては一般家庭の部分ということで線引きさせていただきたいと思う。

○三ツ石委員 仮に使っていないところ、その土地も高齢者の人が持っていて、もうその畑は使わないと。そこを誰か借りないかと言って、農業者ではない人がその10分の1の区画だけを借りたいというマッチングは、農林課としてもできないということではよろしいか。

○農林課長 遊休農地の防止、活用という部分に関しては、農業委員会を中心に動いている。農地に関し農業者同士の貸し借り、中間管理事業をやっているのです、それを前提に推進している。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 パソコンに明るいとか先進技術に明るい、あとは初期費用に対する投資ができるという、かなりハードルが高いなどは感じていて、課長の説明でも、導入はちょっと難しいという話であったが、そうするとこういった先端技術の利用で農業経営を持続可能にしていくことは本市では難しいのかなと思っているので、その辺に対する課長の率直な意見をお伺いしたいのと、例えばそれが仮に本市では難しいとなった場合、後継者を見つけるという視点が出てくるのかなと思った場合、他課との連携をどのようにされていくのか。その2点をお聞かせいただきたい。

○農林課長 今回お示しした資料が農林水産省の資料で全て国庫の事業である。国庫事業となるとかなりハードルが高いのが現実である。現在、農業者の方でも国庫事業と並行して県単独事業を申請しながら、国庫補助が採択されなかった場合を想定した申請をしている。これらの大きな先進事業に関しても、設備投資であるとかITの活用など、かなりハードルが高い部分があるので、現実的にはちょっと難しいのかなというのが私の率直な感想である。

それと他課との連携であるが、まずは農業者や農業委員の意見を伺いながら農地の活用、農業者の支援、新規就農者の支援など、充実させていきながら、必要に応じて連携は取っていきたいと思っている。

○鈴木委員 他課との連携、またその農業ということに限ってではなくいろいろな視点が大事なのかと思うが、少し前の話であるが、沼田市内の中規模ぐらいの農家の方が、後継者がいないということで後継者の募集をインターネットに載せたそうである。それで東京近郊の家族の方がそれを見つけて後継者として名乗り出て移住してくれて、空き家に住んで、かつ子供も2人、一緒に来てくれたという事例がある。そうすると全部どれもウィンウィンではないかと思う。そういったときに、プラットフォームの整備をすとか、そういう視点を農家さんに勧める中、少し行政が後押しをしてもいいのかなと思うが、課長の率直な意見を伺いたいと思う。

○農林課長 大変いい事例かと思う。ぜひ私どもも勉強させていただき、取り入れられる部分があればと思う。情報感謝する。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に報告事項1、林道三峰東線舗装補修工事の契約について質疑はある

か。中村委員。

○中村委員 契約金額が税込み 770 万円で工事を行う中で、契約金額の予算の財源充当を原因者負担で 100% 求めるのかどうか、まず伺います。

○農林課長 工事完了後に速やかに原因者の方に請求する予定である。

○中村委員 最終的にこれを原因者に求めて、この金額が歳入として入ってくればいいが、今まで補修してくださいという指示を行った中で、相当期間が経ってもなかなかやってもらえないという中で今回市が代執行のようなことをするわけであるが、今後期間的に、この金額を求めていく過程というか、今後の計画的なものが分かれば教えていただきたい。

○農林課長 計画であるが、現在弁護士の先生と相談しているところである。また、関係する債権管理課や土砂条例で関係する環境課等、庁内の調整もこれから施工に合わせて進めていきたいと思う。具体的な計画はまだない。

○中村委員 ここを通行する方々の安全性が一番重要とは思いう。今回の工事でその安全が確保されるというところに、次の問題として代執行する 770 万円の財源が原因者にあるというところなので、できれば今後の経過の中で、取りこぼしではないが、結局 770 万円は納めてもらえなかったという事例が今後できてしまうと、代執行したときにそのまま未納になって、そのままになってしまふことが懸念されるので、その辺がないように御努力のほどよろしく願います。

○農林課長 原因者の方のソーラーパネル設置事業が頓挫していなければよかったが、誓約書の約束から何度も遅れ、延長という現状であり、やむを得ず今回に至ったような状況である。今後の回収は難しい可能性が非常に高いというのが正直なところではある。しかしながら公費を使った事業なので、しっかり弁護士の先生と相談しながら進めていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で農林課を終了する。

次に、観光交流課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。観光交流課長。

(武井観光交流課長 報告・説明)

ウ 観光交流課

・報告事項

- 1 新宿の森・沼田自然体験ツアーについて
- 2 特定居住支援法人の指定について

○観光交流課長 それでは、観光交流課の所管する事項について御報告する。

初めに、1 の新宿の森・沼田自然体験ツアーについてであるが、平成 22 年 3 月 6 日に新宿区との間で調印した「地球環境保全のための連携に関する協定」に基づき、森林の保護、育成を通じた自然との触れ合いや環境学習の場として、高平公益社が所有する森林の整備を新宿区が行うこととし、下草刈り等を交えた交流を毎年実施している。

今年については 6 月 27 日の土曜日に白沢町高平地内の新宿の森及び望郷の湯での実施に向け、現在準備を進めている。当日は新宿区から、未就学児を除く 18 歳未満の子供と、そ

の保護者を含む区内在住の2名から5名のグループを対象とし、区職員を含めて約70名の新宿区民が訪れることとなっている。今回は、下草狩りの実施、利根沼田森林組合による環境学習を行った後、望郷の湯へ移動しての昼食会の後、入浴や買い物等の自由行動、希望者によるスイカ割りを行う。

なお、本イベントには白沢町の地元議員である山宮副議長と戸部議員に出席の御案内をしている。

次に、2の特定居住支援法人の指定についてであるが、資料6ページの4、特定居住支援法人についてを御覧いただきたい。この資料は、国土交通省が作成した、二地域居住の推進の手引きから抜粋したものである。

資料の冒頭には、「市町村は、民間との連携により二地域居住促進の実施体制を強化することができるよう、二地域居住の促進に取り組むNPO法人や会社等を、特定居住支援法人に指定することができます。」と記されている。

また、「これにより、市町村が抱えるマンパワーやノウハウ不足等の課題が補完されるだけでなく、民間が主体となって二地域居住の促進に取り組みやすくなります。」とされている。

この特定居住支援法人制度は、令和6年5月に施行された、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律により新たに創設された制度である。

特定居住支援法人の主な業務については、その下に記載されている①の特定居住支援法人の業務のイメージを御確認いただければと思う。

本市においては、こういった制度の活用可能性や運用方法等を検証するため、今回、本市ホームページにおいて公募を行い、書類審査の結果、資料に記載の株式会社ステアを特定居住支援法人として指定した。

なお、本市においては初めての取組であることから、今年度は試験的な運用として1法人を指定したものであり、指定期間は今年度末までとしている。

今後については、特定居住支援法人の活動による効果を検証しながら、二地域居住の促進に関し、民間企業等による支援の可能性について、指定の継続や追加も含めて検討していきたいと考えている。

なお、今回の法人指定に伴う本市予算との関係であるが、本法人に対する補助金や委託料など、市からの支出は予定していない。そのため、法人の活動に要する経費については、法人の自己資金のほか、国の補助制度等の活用を予定していると伺っている。

次に、資料に記載はないが追加でもう1点、御報告する。

毎年、8月の第4日曜日に利根町老神多目的広場において開催していた、とねふるさと風のまつりであるが、先日、実行委員会が開催され、担い手不足や金銭面での課題から本年度については開催を見送ることになった。併せて同日夜に開催していた老神温泉納涼花火大会も本年度は休止となった。

今後は、来年度以降の実施に向けて実施方法等の見直しを行うことになったので、御報告させていただきます。

以上が観光交流課からの報告事項となる。よろしく願います。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。まず報告事項1、新宿の森・沼田自然体験ツアーについて質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 昨年度の委員会で、新宿側が本市と伊那市にもこういうツアーに行っていて、沼田は日帰り、伊奈には2回にわたって泊まりで行われているということを報告していた。その中の答弁で、来年度はもしかしたら沼田も泊まりになるというような可能性の話を聞いたが、今年度も日帰りのツアーということになっている。そうなってしまった原因というか何か経過があれば伺います。

○観光交流課長 おっしゃるとおり、今年度沼田市においても日帰りではなく宿泊ということで実際計画の話があったことは伺っている。新宿区で今年度の予算を組む、計画を立てる段階で沼田についても日帰りと1泊2日ということで予算計上したが、新宿区でいろいろな事情があり日帰りのほうだけになったという話を伺っている。その影響で、今回御報告させていただいたのが6月の実施、例年であると7月実施なのであるが、当初の新宿の計画では6月が日帰り、7月が1泊2日ということで計画をしており、1泊2日のほうの実行が難しくなったということで、日帰りの6月ということで今年度の開催になったと伺っている。

○副委員長 新宿区の都合があることであるから仕方ないのかなと思うが、その中でも伊奈市はそのまま泊まりで行われていたら、それは寂しい気もするが、もし仮に来年度、沼田にも1泊や2泊の泊まりで来ていただけるようなことになったときに、そのツアーの内容として、新宿の森で下草刈りであるとかそういう体験はもちろん行われると思うが、それ以外に沼田の玉原であるとか吹割の滝であるとか、そういうほかの場所にも行っていただくようなことを沼田市自体がコーディネーターみたいな感じで提案していくことは可能なのか。

○観光交流課長 議員おっしゃるとおり沼田は自然も豊富で地域資源もたくさんあるし、今回も環境をキーにしてのツアーということになっているので、やはり体験していただくところ、環境学習をしていただけたところ、たくさんあると思う。今回も6月に実際、区の職員の方、区民の方も皆さんお見えになるので、そのときにいろいろ情報交換をさせていただいて、そういった可能性について探っていきたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に報告事項2、特定居住支援法人の指定について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で観光交流課を終了する。

以上で経済部各課の所管・調査事項報告を終了する。

それでは次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。それでは次回の委員会については、事務局からの説明のとおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で経済部を終了する。

休憩する。

午前10時41分～10時44分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(2) 都市建設部各課の所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第の3、(2) 都市建設部各課の所管・調査事項報告に入る。最初に建設課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。建設課長。

(真船建設課長 報告・説明)

ア 建設課

・調査事項

- 1 令和8年度の区長からの要望等に係る対応について
- 2 金剛橋の架け替え工事の進捗状況について
- 3 令和7年度の市内における除雪の状況について

○建設課長 それでは1、令和8年度の区長からの要望等に係る対応について説明させていただきます。

建設課では、毎年おおむね100件以上の書面による要望書及び陳情書が各地区から提出され、書面により回答している。

本年度については、5月13日までに市道関係16件、河川関係2件で合計18件の御要望をいただいております。現地調査は実施済みである。そのうち8件について回答し、既に直営により3件を対応した。そのほか、道路上の小さな穴補修や倒木・草刈り処理、小規模な法面崩壊等、書面ではなく電話や窓口等で受け付けているものも含めると、100件を超える御要望に対応している。

建設関連事業についての要望・陳情は各地区より多数提出されており、全てには対応できない状況にあるので、各地区における緊急性や重要性を考慮して優先順位を決めさせていただいているのが現状である。

続いて2、金剛橋の架け替え工事の進捗について説明させていただきます。

当該橋梁は、昭和34年3月に架設されたRC床版T桁橋である。最新の点検は令和7年度のもので、結果は健全度Ⅱ判定となっている。予防保全の段階であるため、早急な補修事業等は必要としないが、市道恩田線は、大型車両の通行が多く幅員が狭いため、すれ違いが困難な状況である。また、通学路に指定されているが、歩道のない区間があり、ある場所も幅が狭い状況である。今後、清掃工場の広域化によりさらなる交通量の増加が見込まれるため、利用者の安全な通行を図るため、同路線の拡幅改良事業に含め、橋梁の架け替えを計画しているものである。

橋梁の架け替えについては、長寿命化修繕計画による予防保全、事後保全の計画をライフサイクルコストにより比較し、将来の補修事業費を削減するための観点から決定しており、金剛橋は現時点では予防保全となっている。

建設課では、令和6年度に市道恩田線の改良のために概略設計を実施し、それにより内部で整備計画を進めており、令和9年度に予備設計を実施し、翌年度に詳細設計を実施し、令和13年度の架け替えを計画としている。改良工事及び橋の架け替えには多額の事業費が必要となるため、国庫補助や交付金事業に認可されるよう要望していく。

続いて3、令和7年度の市内における除雪の状況について説明させていただきます。

道路の除雪は除雪計画により、交通量の多い道路を中心に市内の建設業者へ委託し、積雪

がおおむね10センチメートル以上となったときに除雪を行い、対向車両等の事故防止を考慮し、作業効率の上がる一般車両の通行前の、原則午前7時30分までに除雪作業を完了することとしている。

また、気温が低く路面の凍結が予想されるときは、積雪が10センチメートル以下であっても、業者は担当路線をパトロールし、路面凍結によりスリップ事故が起きる可能性が高い坂道や、路面が圧雪・凍結状態になるおそれがある場合には、凍結防止剤や滑り止めの砂などの散布を行い、事故などを未然に防ぐ対策を行っている。

また、豪雪等の異常降雪により、通常の除雪では車両の通行幅員が確保できないような状況となった場合は、市の指示により排雪を行う場合がある。この場合、通行規制等を伴うため市の指示により実施する。

令和7年度における除雪の委託契約については、本庁管内、白沢管内、利根管内の各地域ごとに、地元業者と委託契約しており、各地域の委託業者数及び除雪路線数とその委託延長は、本庁管内は22業者、216路線、延長173.8キロメートル。白沢管内は10業者206路線、延長78.8キロメートル。利根管内は25業者、264路線、延長119.3キロメートルを除雪路線として委託契約している。

契約期間については、旧沼田が11月27日、白沢・利根は11月28日から翌年の3月31日までとなっている。

また、業者への除雪委託路線ではない、地域における生活道路の除雪については、市職員による直営除雪作業を行っており、地区より除雪要望等があった際も直営で対応している。

そのほか、市民の皆様への除雪に対するお願いと協力についてであるが、「除雪作業に協力を」とした県道路除雪会議が作成したチラシを回覧し、除雪作業への協力をお願いした。

建設課所管の調査事項についての説明は以上である。よろしく願います。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。まず調査事項1、令和8年度の区長からの要望等に係る対応について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 要望に対応するための財源は、道路延長等で交付税措置もあるが、毎年維持補修費を計上していると思うが、その中で収まっているのか。

○建設課長 今の時点では補助事業や県費補助がないので、市単独事業費を充てているが、当初予算に比べて要望は月ごとにどんどん出てくるので、9月の補正等で対応させていただいており、対応できている状況である。

○中村委員 先ほどの課長の説明の中で直営という話が出ていたが、要望に対応している中で職員体制等について問題はないのか。

○建設課長 今年については、5月29日時点で128件ほど直営での作業をしており、昨年に比べて現業の職員が1人減ったということで、今までは6人職員配置されていたので2人で3班体制で作業ができたが、今年は5人になってしまい、班が1人になってしまうところがあったため、多少作業効率が悪くなっている。ただ、しゅんせつなどの側溝の土砂上げなどは、機械の整備等をしてもらったので、今までの人力の作業に比べて大分効率がよくなっている。1人減ということで作業効率は落ちているが、機械化ということもあり、対応はできていると考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に２、金剛橋の架け替え工事の進捗状況について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 今度新設される広域のごみ処理施設に、みなかみ町方面からの搬入経路としてはこの金剛橋を通して搬入してくると思うが、その辺は関係するところと何らかの協議はあったのか。

○建設課長 金剛橋は市道恩田線に架設されているところであるが、特段その路線についての協議というのはされていない。

○中村委員 先ほどの課長の説明の中では、令和１３年度に架け替え工事に着手するという考えである。確か令和１４年度にごみ処理施設が供用開始であったと思うが、そうすると搬入経路が完成する前にごみ処理施設が供用開始になると、搬入の問題等もあるので、これは今後の問題になると思うが、その辺の協議もぜひ関係するところとしておいていただければと思う。

○建設課長 こちらは答弁で令和１３年度と言ったが、健全度がⅡであるので、これがⅢとかⅣ判定にならないと単純な架け替えができない、補助事業で採択されるには難しいので、そこについては次回の点検の判定結果を見てになるが、なるべく架け替え、搬入路として必ず西側から車両が入ってくることにはなるので、なるべく早くそちらに着手できるように協議等を進めさせていただきたいと思う。

○中村委員 沼田市橋梁長寿命化修繕計画で把握、管理している橋梁について今後、長寿命化を図って修繕していくと思うが、その１つとして金剛橋も着手していくわけであるが、今年度橋梁の長寿命化修繕計画の中で修繕する橋がどのくらいあるのか教えていただきたい。

○建設課長 令和８年度は補修設計を１橋である。あとは健全度がⅢになっており設計をかけている橋梁について６橋を補修工事する予定である。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ次に調査事項３、令和７年度の市内における除雪の状況について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 除雪路線を減らすのはなかなか難しいと思う。それでよく宅地造成等で市道認定を受ける場合の規格に合ったときに協議をして、市に所有権移転、管理が移管されてというときに、除雪についてその時点で何らかの協議があるのか教えていただければと思う。

○建設課長 宅地造成の開発等に関わる指導については、規格に合致したところでは事前協議という形で出していただいている。そして市の規格に合致すれば受けるという段取りに入っていくが、その際に除雪については、寄附された市道の除雪作業はこちらでは対応できないということを申し上げて、そこまで了承していただいて寄附を申し込むかどうかを確認して、寄附手続の作業に入っている。

○中村委員 既設の市道路線で除雪していなかったところも家屋が増えてきて、除雪してくれという要望も増えているので、その辺の対応についてはどのようにしているのか伺う。

○建設課長 旧沼田市内については交通量の多いところをメインとしている。白沢、利根地区については一般的な住宅に入ってくる路線もしているが、旧沼田市内でもそこを除雪路線として指定するわけにはいかないの、業者も減っているし事業費もかさむので、そちらについては時間を見ていただいて、御連絡をいただいた時点で、直営作業で順次入らせていた

だくとお答えをしている。

○中村委員 身体障害者や高齢者等で除雪ができない家の前などの路線、1軒1軒入口をよけて除雪することはなかなか難しいところがあって、その辺も地区でやっていただければ一番いいかなとは思いますが、そういう身体障害者や高齢者等に関する除雪について、関係する所管課と何らかの協議等を行っているのか最後に伺う。

○建設課長 毎年障害者の方や高齢者の方を所管している課からそういう御相談はいただいているが、現時点では協議という形ではなく、その都度直営でできるところは対応させていただいて、優先的にはできないというお答えをさせていただいているが、機会があったところで協議等は進めていきたいとは思っている。

○委員長 ほかに。三ツ石委員。

○委員長 委託料は何回出ても同じ金額なのか、それとも出るたびに変わってくるのか教えていただきたい。

○建設課長 出る回数が増えると、普通の工事費とか委託料等と同じで、経費の率が下がってくるので、そちらについては基本的な金額は変わらなくても経費のところが変わってくる。たくさん出てもらおうとその経費が下がってくるので、委託料は下がっていくという形になる。

○三ツ石委員 今後5年、10年先を見据えたときの、作業をする会社やオペレーターの育成について市はどう思っているのかお伺いしたい。

○建設課長 建設課でもそちらは大変危惧しているところであるが、今のところ業者に全て頼る形になっている。国、県からもそういう育成をなささいという通達が来ているので、今後の研究課題とさせていただきたいと思う。

○三ツ石委員 先にここだけ雪をかくとか、優先道路というものがあるのか。あと歩道はどこまで雪かきをするのか分からないので、お願いします。

○建設課長 優先する路線はあり、除雪計画というものを立て、そちらに優先的な路線を全て図示しており、業者に優先的な路線からかいていただいているという状態である。歩道の除雪については、市が委託契約で発注しているものには基本的には入っていないので、自助・共助の除雪の支援という形で地元、団体に除雪機購入の補助を出しており、そちらで対応していただいている状況である。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 もちろん予算の関係もいろいろあると思うが、除雪をする市内の業者の数としては足りているのか。

○建設課長 現時点で市が除雪計画で発注している委託の路線については足りている。先ほどの質疑にもあったとおり、導入していただくには業者にも負担になるが、機械のICT化であるとかそういうデジタル化のほうでやれという話が出ている。今後を見通すとちょっと厳しい状態であるが、現時点で業者については足りている状況にある。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で建設課を終了する。

次に、建築住宅課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。建築住宅課長。

(高柳建築住宅課長 報告・説明)

イ 建築住宅課

・調査事項

1 老朽化した市営住宅の管理について

○建築住宅課長 老朽化した市営住宅の管理について御説明申し上げます。

本市には、高度経済成長期から平成初期にかけて集中的に整備されたものが多く、現在 341 戸の市営住宅を管理している。

市営住宅の入居抽選は、居住環境が大変良好な東下原団地、谷地端団地、谷地端第 2 団地について、空室が出たところで広報やホームページによる公募を行い、抽選の上、入居決定をしている。そのほかの市営住宅は、いつでも申込みの受付をしており、希望の住宅に空きがあれば修繕等を並行して入居資格の審査をした後、随時入居をしていただいている状況で抽選はしていない。

資料の表は、5 月の広報とホームページで公募した市営住宅になるが、お配りした資料の物件となっている。

谷地端第 2 団地で 5 階に 1 戸、東下原団地 A 棟で 1 階と 2 階で 2 戸、東下原団地の C 棟で 4 階に 1 戸の合計 4 戸の公募を行い、申込数は、記載の 4 件、4 件、4 件、0 件となっており、抽選の上入居者が決定となり、現在は警察照会やその他の入居対応をしているところである。

ほかに 6 月も公募している物件があり、5 月で申込みがなかった東下原の 4 階の物件は、7 月に公募する谷地端第 2 団地の空き物件と一緒に再度公募することとしている。

入居中に発生する修繕については、市の負担と入居者の負担がある。主に躯体に関するような大きな修繕は市で負担しており、住宅内部の入居・使用に伴う軽微なものや入居者が汚したり破損したもの、例えばガラスの交換や水道のゴムパッキン取替え、入居中のカビ取り清掃などは、入居者が負担することになっている。詳細は入居者に配布する資料に明記しているが、実務としては、入居者から電話などで連絡をいただき、その状況を確認して対応している。また、退去の際に、畳表の表替えとふすま、障子の張り替えは入居者負担となっており、そのほかに例えば、入居者が風呂釜やエアコン、物置などを設置した住宅の場合はその撤去や、入居者が入居してから壊したものについては、入居前の状態に戻していただくことが決まりとなっている。共用部を持つ住宅では、入居者の中から管理人を決めていただき、修繕の取次ぎや共用部の共益費の管理、団地内の清掃などの世話をしている。

総戸数と入退きの推移については 2 番目の表を御覧いただきたい。総戸数は 341 戸で前年に比較してマイナス 1.4 %となっている。令和 7 年度中に新たに入居となった件数は 16 戸、退去された件数は 26 戸という実績となった。

一般的な課題として、維持管理・大規模修繕にかかる費用の財政負担とバリアフリー未対応による高齢者入居の利便性低下、管理戸数の余剰と特定団地における空き家等の状況把握が上げられる。

2 の維持管理・改修実績については、(1) から (3) に記載したような工事により、設備や配管等の長寿命化改善を実施している。具体的には、平成 22 年度から平成 31 年度の期間中に谷地端第 2 団地を含め 106 戸の外壁、屋根防水の長寿命化型改善を実施した。

東下原団地A棟、B棟、C棟72戸では、昭和51年から53年に建築して約50年経過する団地であるが、令和元年から令和3年度でユニットバス化、手すり、段差解消、間取り、開口部、断熱性能といった内部全面改修等の居住性向上のための改善と外壁改修やバリアフリー化を行ったので、快適な居住空間に生まれ変わっている。この広さと設備の住戸を民間で探せば使用料にかなりの開きがあると理解している。

3の管理運用方針としては、市営住宅長寿命化計画に基づく予防保全型管理と需要に応じた住戸の総量管理を適正に行うため、維持管理すべき団地を明確化して管理していく方針である。説明は、以上となる。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。まず調査事項1、老朽化した市営住宅の管理について質疑はあるか。鈴木委員。

○鈴木委員 過去に一般質問でも取り上げさせていただいたが、老朽化が激しい市営住宅で入居しようと思っても、バスタブがない。浴槽がない状態に入って、何とか手に入れて設置退去するときには出さなくてはいけない。今課長の説明の中でもそういった現状は変わっていないということであったが、今の生活水準を見ても風呂のない団地というものが、一定の質というところに当てはまるのかとても疑問であるのと、あとはエアコン、建設された当時は贅沢品だったのかもしれないが、今エアコンはもう必需品になっていると思う。入居されている方の生命の確保の観点からしても、エアコンというものが一定の質にマストで入るのではないかと思うが、その辺に対しての課長の認識をお伺いしたい。

○建築住宅課長 かなり古いところでは、当時の規格で建物が建設されているので、浴槽がないとかエアコンがないということが一般的であるが、現在も浴槽がないところに浴槽がないまま入居されている方ももちろんいらっしゃるって、そういう方は近くの安価な日帰り温泉を利用するとか、また大抵は自費で導入、浴槽を入れて退去の際にはまたそれを原状に回復していただく、ということになっている。

エアコンについても、入居された後、必要に応じて入居された方に入れていただいているが、またそのことについても、退去の際には原状回復という決まりがあるので、そこでどうしても現状に戻していただいている。

エアコンが必需品ということで、そちらについても現状はよく分かっているが、公平性という観点で、そこだけ特別な対応をすると、また家賃も当然上がってくるので、市営住宅についてはルールを基準に、則ったとおりやっていくという方針は決めている。

○鈴木委員 現状がこうだからこうですよという回答ではなく、私が聞きたいのは、こういうルールが今あるが、それを改めて見たときに、そのルールをそもそも変えていく必要があるのではないかと思うが、それに対しての認識をお伺いしたい。

○建築住宅課長 その辺についても中では検討させていただいており、浴槽をつけたほうがいいのかとか、エアコンについての話も内部では検討させていただいているところである。今の現状としては公平性を欠くことになるので、まだ決まりを変えるには至っていないが、その辺についてはまた引き続き研究させていただきたいと思っている。

○鈴木委員 国から一定の補助があると思うが、そういったものを改修に対して使えるのかどうか最後にお伺いしたいと思う。

○建築住宅課長 改修についても国の補助金は使えるものと理解している。

○委員長 ほかに。中村委員。

○中村委員 修繕に関して入居者負担におけるトラブル等は特に起きていないのか。

○建築住宅課長 特に大きなことは発生していない。実際に退去の御連絡をいただくと、立ち合わせていただいたりするが、入居されていた年数が長いと畳の芯が痛んできたりすることがあり、そういうときには入居者の方が業者に畳の表替えをお願いするが、業者が畳の芯も変えないともう駄目であるという連絡を入居者にするので、その際にはこちらに一旦連絡が入って、それであれば畳の芯については市のほうで支払いをするので請求書を分けてください、というような対応をしたことはある。特にほかに思いつく事例はない。

○中村委員 トラブルがないということで非常にいいことであると思うが、入居される方が身体障害者や高齢者である場合、福祉的な部分での入居に対する建築住宅課としての配慮というか、そういうところに対応する部分は何らかの形であるのか。

○建築住宅課長 身体障害者の方等に対する入居の際の課としての配慮ということであるが、抽選する団地については、抽選の際に優先されている。ただ、優先されても当選に結びつかなかったという場合はあるが、抽選の際に優先はされている。また、実際には入居される方の入居の希望と空き状況や、またいろいろな面でマッチすることが一番大事であるとは思っており、谷地端第2団地の1階に、スロープがあって引き戸で本当に身体障害者の方のために設計されたような住宅があるが、車椅子を利用している家族がいる方が内見しても、いや、ここではなくて、と言ってなかなか入居に結びつかないケースが4月にもあった。こちらでいいと思っていてもその方にとっての希望ではなかったというようなケースもあるので、こちらとしてできる範囲のことは、またそういう事例ごとにお話を聞きながら対応していきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で建築住宅課を終了する。

次に、上下水道経営課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いします。上下水道経営課長。

(鳥羽上下水道経営課長 報告・説明)

ウ 上下水道経営課

・報告事項

1 沼田市簡易水道事業経営戦略の更新によるスケジュールについて

○上下水道経営課長 それでは、上下水道経営課から沼田市簡易水道事業経営戦略を受けた今後のスケジュールについて報告させていただきます。

本年4月14日の本委員会にて、沼田市簡易水道事業経営戦略概要版について報告させていただいた。その際、料金改定のスケジュールについて説明させていただいたところであるが、その内容について変更が発生したので報告させていただきます。

経営戦略の更新に基づき、簡易水道料金改定に向けて準備を進めていくことを検討した結果、令和8年度、今年度は簡易水道組合の意見を集約し、直営、統合の希望などをまとめ、少しでも直営簡易水道の規模を拡大させることを目標として進めていくことが、後継者問題の改善や費用対効果の面から有効ではないかという結論になった。

よって、今年度は「簡易水道料金あり方検討委員会」を開催せずに、各簡易水道組合との意見交換、調整、直営移行作業などを進める。

そして令和9年度、来年度に「簡易水道料金あり方検討委員会」を開催し、料金改定について答申をいただき、その後、パブリックコメントで市民の意見を広く収集していく予定とする。

その後、令和10年度に直営移行希望簡易水道を反映した料金システムの改修、また、検針等の業務委託の準備を行い、年度中に1回目の料金改定を目指していくことになる。

上下水道経営課の報告事項は以上になる。よろしくお願いします。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。それでは報告事項1、沼田市簡易水道事業経営戦略の更新によるスケジュールについて質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 どここの簡易水道も管理をする方が高齢化になっているので、若い方は昼間仕事に出ていて、何か問題があったときにすぐに駆けつけるということになる、定年になった方や家にいられる高齢の方がどうしても役員になって今やっている状態であるが、川田の簡易水道は7か所もタンクがあって、その水路もすごく複雑である。そういうものも今の状況が分かる方、今いろいろなスケジュールを組んでいるが、一刻も早くいろいろな状況を把握していかないと、ちゃんとした水路も確認できないような、不安な状態になってしまうと思うので、なるべく早く移行していただくとありがたいと思うが、これが最終的に市に移管になった場合、今の上下水道の担当課の職員の体制で対応しきれんのかお伺いしたい。

○上下水道経営課長 簡易水道の直営移行については、先日出させていただいた、今回資料にもついているが、29のうち10の簡易水道が直営になっている。簡易水道の規模が、大きいものでは3,000人を超えていたり、小さいものでは50人以下ということであり、一口に簡易水道といっても大小様々になっている。今、検針から料金の消し込み、滞納整理まで業務委託を行っており、最終的にはその委託事業者との個別の相談になってくると思う。そちらについて、移行希望が簡易水道から出てきた後に、委託事業者もしくはシステムベンダーなども含めて、この簡易水道はすぐできるとかできないという形になってくると思う。ただ、副委員長御指摘の職員の体制というところになると、今申し上げたように委託なので、基本的には委託料で対応していくような話になると考えている。

○委員長 ほかに。中村委員。

○中村委員 今後、市の直営による簡易水道については、白沢や利根の合併前から村の簡易水道であったからそのまま移管されたものと、上久屋については農集排の整備事業に伴って直営の簡易水道として今市が管理していると思うが、そういうところは逆に簡易水道であるが直営で市がやっているから市営水道みたいなものなので、ほかの22ある中の12の事業委託の簡易水道であるが、結局、山あり谷ありの山間部で統合できない簡易水道組合になっていると思う。ただ、経営管理については、隣接する簡易水道2つを1つにとか、そういう組合の組織編成も視野に入れて検討していただくことが、だんだん管理者が少なくなるので、必要かと思うが、その辺について伺う。

○上下水道経営課長 直営に移行するという選択肢のほかにも、上水道との統合であるとか、近隣の簡易水道と統合ということで、いろいろな形態でのアンケートの回答もいただいている。そちらのアンケートであるが、組合の幹部の方が自分の判断で記載したものもあれば、組合員全員の総意だということもあると思うので、その辺も整理しながら進めていければ

とは考えている。おっしゃるとおり、谷で分かれているような沼田市であるので、簡易水道の施設統合という点ではかなり厳しい状態になってくると思う。ただ、経営統合ということについて、市で検針から集金をして、その原資を内部留保資金として経営に充てていくというような形で進めていければと考えている。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ自分から1点よいか。

○副委員長 進行を代わる。委員長。

○委員長 スケジュールの中で、直営について前向きな簡易水道と個別協議に入るということであるが、今、直営になっているものが29分の10ということで報告があったが、残り19のうちどれくらいの簡易水道が前向きな判断をしているのかと、あとうちはもうこのままで行きたいと言っているところがどれくらいあるのか。数字で分かれば教えていただきたい。

○上下水道経営課長 このアンケートを簡易水道組合向けに数年間やっており、実は、この年は前向きであったが、役員さんが変わったら、うちはこのまま行きたいという意見に変わっていたり、そこは先ほど申し上げたとおり、役員の考えなのか組合員の考えなのかということで流動的なところがあるが、前向きなということで考えると、今のところ5組合ほど、上水道との統合もしくは近隣簡易水道との統合ということで、理由とすると後継者不足という形で話をいただいているところがある。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ以上で上下水道経営課を終了する。

次に、上下水道整備課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いします。上下水道整備課長。

（刎持上下水道整備課長 報告・説明）

エ 上下水道整備課

・調査事項

1 令和8年度の区長からの要望等に係る対応について

○上下水道整備課長 それでは調査事項1、令和8年度の区長からの要望等に係る対応について報告する。資料1を御覧いただきたい。

令和8年度の区長からの要望は1件で、西倉内町からのものである。内容は、昨年の豪雨によるテラス沼田周辺の浸水・冠水により区民に被害が発生したため、より大口径の管を用いた排水施設整備をお願いしたいというものである。

回答については、昨年9月10日に発生した集中豪雨は、沼田市アメダスで1時間当たり78.5ミリメートルという、史上最大の雨であった。これは、施設や設備によって被害を軽減するハード対策で想定している、1時間当たり約50ミリメートルを大きく超えるものであった。テラス沼田周辺の洪水対策のための大口径排水管を埋設したとしても、放流先の滝坂川が下町であふれてしまうおそれがあるため、排水施設整備については慎重に進める必

要がある。路面排水等との兼ね合いもあるため、実現可能なものを見極め、改善方法を検討していきたいと考えているとした。

現時点での報告は以上である。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。それでは調査事項１、令和８年度の区長からの要望等に係る対応について質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ自分から１点よいか。

○副委員長 進行を代わる。委員長。

○委員長 改善方法を検討していきたいという回答をしているが、この改善方法、また大雨がいつあるか分からない状況の中で、どれくらいをめぐりに検討を進めていくのか。もしお考えがあれば伺いたい。

○上下水道整備課長 沼田市雨水管理総合計画というものを策定しており、それが５年に１回の見直しをするということになっている。その見直しに併せて、どういった対策なり浸水の想定区域、そういうものも含めて検討できたらと考えている。

○委員長 雨水管理総合計画の次の見直しはいつになるのか。分かれば教えていただきたい。

○上下水道整備課長 この計画が令和６年度に策定しているので、令和１１年度に見直しの予定になる。

○委員長 あと３年、４年後ということになるが、今の災害の状況を考えると一刻も早い対応が望まれると思うし、こういう要望が上がった趣旨も、少しでも早く対応してほしいということであると思う。計画の中で雨水の量がある程度把握しているのは当然理解できるが、ただもう去年の時点であれだけの大雨で、対応ができていなくて、ああいう冠水になってしまったという現実があるので、計画の見直しに併せてやりたいということは十分理解できるが、個別にそこだけ先行して対応するという考えがあるのかないのかお伺いしたいと思う。

○上下水道整備課長 申し訳ないが私どもですぐに見直しをかけるというところまで内部での協議ができていなくて、今考えがあるとかないとかということは申し上げられないが、昨年１回あったので、これからもそういったことが頻繁に起こるようであれば、どんどん早めの見直しを考えなければいけないと思っている。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ以上で上下水道整備課を終了する。

以上で経済部各課の所管・調査事項報告を終了する。

それでは次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの説明のとおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、その日程ということで決定する。

以上で都市建設部を終了する。

（当局退室）

○委員長 休憩する。

午前 11 時 41 分～ 11 時 48 分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(3) 経済部・都市建設部についての調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは(3)の経済部・都市建設部についての調査事項検討及び意見交換に入る。調査事項のある委員においては挙手の上お願いします。

また、前回からも話が出ているが、年間を通してこのテーマでというものも併せて御提案いただければと思うのでよろしくお願いします。中村委員。

○中村委員 前にも出たと思うが、各イベントによる費用対効果の報告については随時していただきたいと思う。

○委員長 イベント開催時の費用対効果について。

○中村委員 何を開催して、何人参加したくらいでずっと終わっている報告だけである。例えば何日に開催するという報告は、時々報告してくれるものもあるが、何月何日にこういう行事を開催した。何人参加した。何台キッチンカーが出て、何人こういう参加者がいて、こういう宣伝効果をPRできたとか、そういう費用対効果みたいな報告は、その都度、こちらが調査事項に入れなくても、開催した所管課で随時報告を願いたいということではよいのではないか。

○委員長 確かに同じようなイベントでもある年とない年というのはある。

○副委員長 産業振興課も観光交流課もということか。

○委員長 イベントを開催したときは、調査事項としてではなく随時報告を上げてもらいたい。

○鈴木委員 直営ではない場合がある。どこかの違う運営母体に予算を投げて。

○中村委員 だからいいのではないか。団体、協会に委託費で150万円を払ってこういう行事をした。こういう費用対効果があった。そういう報告でよいのではないか。直営で開催するのもいいし、委託で開催するのもいいし、その報告をお願いしたい。

○委員長 毎回何かあるたびにお金がないという話が出てくるので、随時費用対効果の検証は当然しているだろうということはあるが、それを聞いて答えづらくなるのであればちゃんと答えられる聞き方で、この中で聞いたほうが建設的であると思う。

それでは調査事項という形ではなく、イベントがあるたびに随時報告事項として上げてもらうということで要望していきたいと思う。

○相澤委員 その内容について補足で、事業趣旨にかなっているものなのかも報告していただきたい。文化の継承をするという事業があったときに、お客さんがこんなに来て地元民が全然参加していないとかであると、事業趣旨にかなっているかどうか分からない。その事業趣旨に対しての検証も併せてしていただけると幸いであるが、いかがか。

○中村委員 その中でそういう質疑をしてもよい。

○鈴木委員 難しい。事業趣旨を全うできていれば、もしかしたら費用対効果はなくてもよい。そのウエイトが難しい。

○委員長 先ほどの話であれば、当然文化の継承は費用対効果を抜きにしてもやっていかなければならない部分もあって、両方というのは多分難しいところだと思う。

○相澤委員 費用対効果は数値化できるものがあつたときに計測しやすいものと思っていて、

だからそれ以外の計測できないものもあると思う。そのときにこういう効果があったということを何か報告できるものがあればいいのかなと思う。

○副委員長　そういう質疑をしたいので、全て含めて投げてよいのではないか。

○鈴木委員　でもその事業の趣旨がこうだから費用対効果はそんなに見込んでいないと言って、ずっと惰性でやっている企画がいっぱいある。だから本当はそれの見直しがしたいと思う。

○中村委員　その事業による。

○鈴木委員　事業趣旨はこうだから、少ない人数であったとしてもこうなんですという、正当化という言い方が悪いが、そういう言い方で逃げられてしまって、ただ継続している事業というものは多分いっぱいある。

○委員長　一応形とすると、年に1回事務事業評価で事業を評価しているので、それを見て皆さんうまくやってくださいとしか言えない。

○鈴木委員　そうするとやっている意義があるという回答が全てにあり、結局見直しがないわけだから、違う聞き方のほうがいいような気がする。

○中村委員　文化の継承と言って、30人の参加者の中に、例えば500万円も投じてしまって、それが本当に文化の継承につながっているのかとか、そういう議論を委員会の中でやっていけばよいのではないか。

○委員長　報告をお願いするときに、そういう趣旨の質疑があるかもしれないということで、課長には含んでおいていただいて、事業報告を上げていただく。

○中村委員　往々にしてどうも報告の中で、イベントを開催した、150人集まった、という効果であったと主張したがる。

○鈴木委員　イベントをやることが目的になっている。事業の見直しを検討したかどうか聞いてみたい。

○委員長　質疑を重ねるのであれば、せめて事務事業評価を見て、その内容を議員側が承知した上で、こうなっているけれどもどうなのか、という質疑になると建設的になるのかなと思うので、その辺も、我々議員も勉強の上でやっていくということでもよろしくお願いします。

○三ツ石委員　ちなみにイベントに出ていると、花火大会とか大きなイベントは幾ら売れたと後で集計が来る。けれども小さなイベントはそれすら来ないで、また来年みたいな感じになっているので、できるところとできないところがあって、花火大会で幾ら売れたと聞かれても全部の金額を教えてくれるわけではないし、多分花火大会で、それでは次1ブース2万円であったら今度は1万5,000円にするとか、2万5,000円にするとかという、そういう目安にするくらいかなと思っていた。だからそういうところでもしほかのイベントに対しても全部で幾ら売れた、合算で幾らと今度、補助金を出しているのであればそのくらいまでしてもいいのかなと考えたこともあった。

○委員長　何年か前のこの経済建設常任委員会で、イベントに100万円かけて、それでそのイベントでどれくらいお金が落ちたか確認しているかと聞いたら、していないということがあったので、最低限、かけたお金に対してどれくらいの効果があったのか検証してもらいたいというのは正直なところなので、お金の面だけではないにしても、手間であるがやってほしいというところがあるので、その辺は注意して報告に対しての質疑を皆さんで考えていければと思う。

ほかに何か調査事項の案はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ前回の常任委員長連絡会議のときに出たものであるが、沼田横塚産業団地について、今誘致を進めているところであるが、どれくらいまでに、ある程度期限を切って結論を出していくのか確認してほしいということがあった。今年度末現在である程度の状況をしっかりと報告してもらおうとか、そういうことを委員会内でやってもらいたいということであり、だらだらいつまでも、誘致しているが報告できないというのではいつまでたっても審査ができないので、期限を区切って、そこまでの一定の報告をしてもらって、それに対して審査をしていくという形にしてほしいという要望があった。これについて皆さんいかがか。

○鈴木委員 これは例えば水面下で話があったらここで企業名を上げてほしいということか。

○委員長 それは恐らく出せないと思うので、年度内であれば、例えばもう実際水面下で動いているところがあれば、そういったところまでしっかり報告をしていただく。今現在だとそれすら報告がない状態で、何も審査ができない。そういうことを、期限を区切った上で見てもらったほうがいいのかということがあった。

ものが大きいので、蓋を開けたらありませんでした、ということは避けたいということで、随時期限を区切った上で、その都度の状況をしっかりと把握してもらいたいということで提案があった。

○鈴木委員 今まで進捗状況は何回か聞いたことがある。過去も今のところはまだです、で来ている。それではなくて、もっと求めるのか。

○委員長 それをもう少し踏み込んで回答してほしいと、公開の委員会であると答えられないのであれば委員協議会という形でもいいと思うし、ある程度期限を区切った中で結論をしっかりと聞きたいという趣旨になる。

○三ツ石委員 今回の一般質問でも2件、星野議員と山宮議員が質問したが、結局、来ることは、問合せは来たが、今の状況は全然出されていなかったからこういう問題が出てきたということか。

○委員長 当然答えられないのはよく理解できるが、ただ答えられないということをこちらが聞いているだけだと何も把握できないし何も進まないということで、一般質問であると公開の場になるので、どうしても答えられないことが出てくるが、それであれば委員協議会で、我々の中だけで、我々がしっかりと情報は漏らさないということが理解できた上で報告を受けるということも1つの方策だと思うので、今回の調査事項に加えるかどうかは別にしても、しっかりと期限を区切った上でそういった調査をしてほしいということが要望としてあったため、皆さんの意見を聞きながら調査していきたい。皆さんが現状のままでいいということであれば、今までと同様でよい。

○鈴木委員 期限を区切るというのがよく分かっていなくて、現状、今あるのかないのかが知りたいのであれば、来月にでも聞けばよい。

○副委員長 今こんなところ、会社名は言えないがこんな業種でこんなやりとりになっているとか、駄目だったら駄目で、最低もし決まっていれば業種と、というくらいは教えてもらいたい。

○委員長 毎月委員協議会として、常任委員会終了後にお願いするのでもいいとは思う。

○鈴木委員 その期限が2か月とか4か月、それはあまり意味がないから、あるならやってみようし、ないならやってみても意味がないから、毎月でやればいいのか。

○委員長 委員協議会として毎月報告してもらいたいが、変化がなければそこはいいというお願いの仕方でも大丈夫か。

○鈴木委員 そうでないとおかしい。期限を区切ることの意味が分からない。都度聞いたほうがいいのか。

○委員長 興味本位で聞きたいということではなくて、現在どこまで進んでいるのか議会として把握しておきたいという意図で、委員協議会で報告をもらいたいということで、まずは来月お願いするということによろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 もう1点、常任委員長連絡会議で依頼があったことが、先ほど金剛橋の架け替えについての調査事項にもあった、ごみ処理施設の搬入路の関係である。建設課に市道幹道線の改良工事についてどういう形になっているのかを確認してほしいということであったので、こちらを建設課に調査事項としてお願いするということによろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員 農林課は関係ないのか。道路だから建設課なのか。

○委員長 今ある道路の改良工事ということで建設課である。それでは調査事項ということで上げさせていただければと思う。

ほかに何かあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 年間の研究テーマについても、もし出ないようであれば、ずっと決めないというわけにはいかないので、一旦今までの調査事項を見た上で、こちらで案を出させてもらうという形でもよろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 事務局とも話をしたが、視察に行くのであれば、8月くらいまでには内容が決まっていないと視察先との交渉が難しいので、視察を前提にするのであれば来月にはしっかりと決めたいと思うので、一旦こちらで案をつくり、その中で来月諮らせてらせていただきたいと思うのでよろしく願います。

それでは以上で調査事項の検討と意見交換を終了する。ここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

（事務局 調査事項について確認）

○委員長 確認が終わった。ただいまの内容のとおりとさせていただくのでよろしく願います。

以上で経済部・都市建設部についての調査事項検討及び意見交換を終了する。

（4）今後の日程について

○委員長 ここで事務局から連絡事項があるので、お聞き取りいただきたい。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。皆さんそのように御承知おきいただきたいと思うのでよろしく願います。

ほかに、委員から何かあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長　なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。